

令和2年度決算のお知らせ

当基金の令和2年度決算をお知らせいたします。

I. 決算の結果

当年度の運用環境は、新型コロナウイルスによる感染が世界を覆う中、世界の主要国による景気拡大のための大規模な財政支出が行われ、金融緩和が継続されるなか、新型コロナワクチンの開発や普及による早期の経済正常化への期待感から株式市場は大幅に上昇しました。

このような運用環境のなか、当年度における年金資産全体の運用利回りは8.69%と目標利回りを大幅に超過し、運用収益は大幅なプラスとなりました。

II. 年金経理

[基金の年金・一時金の給付に関する収支を扱う経理]

貸借対照表（令和3年3月31日現在）

単位：千円

資産勘定		負債勘定	
科目	金額	科目	金額
純資産			
流動資産	144,147	流動負債	0
固定資産	37,703,443	支払備金	615,383
負債			
		責任準備金	28,968,469
基本金			
繰越不足金	0	別途積立金	8,263,738
当年度不足金	0	当年度剰余金	(注) 0
合計	37,847,590	合計	37,847,590

1. 年金純資産 37,232百万円（流動資産 + 固定資産 - 流動負債 - 支払備金）
2. 責任準備金 28,968百万円
3. 別途積立金繰越額 8,264百万円（別途積立金 + 当年度剰余金）

損益計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

単位：千円

費用勘定		収益勘定	
科目	金額	科目	金額
給付費	1,818,325	掛金等収入	877,614
移換金	8,002	受換金等	0
運用報酬等	170,417	運用収益	3,071,019
業務委託費等	21,900	特別収入	1
運用損失	0	受入金	30,000
責任準備金増加額	1,959,990	責任準備金減少額	0
当年度剰余金	(注) 0	当年度不足金	0
合計	3,978,634	合計	3,978,634

(注) 当年度剰余金について(補足)

当基金では、平成31年3月期決算より、新財政基準が適用され、この新財政基準では、「将来において20年に1度発生すると見込まれる損失」に備えて「財政悪化リスク相当額」という考え方が導入されております。このため、従来の基準による実質的な当年度剰余金は2,304百万円となりますが、この財政悪化リスク相当額の範囲内においては、剰余金には計上されず、責任準備金が範囲内で増減することになり、同額が責任準備金として増加しております。

(従来の基準による実質的な剰余金は10,568百万円となっています。)

年金経理の主な用語の説明

- 責任準備金 将来の給付を賄うために、計算基準日時点で保有しておかなければならない理論上の金額のこと
- 給付費 年金および一時金を支給した額
- 掛金等収入 会社より当基金へ支払われた掛金等
- 運用収益 年金資産を信託銀行・生命保険会社等の運用機関で運用して得た収益

Ⅲ. 業務経理・業務会計

[基金の業務に必要な費用に関する経理]

貸借対照表 (令和3年3月31日現在) 単位：千円

資産勘定		負債勘定	
科目	金額	科目	金額
純資産			
流動資産	87,706	流動負債	417
繰延勘定	5	基本金	87,294
合計	87,711	合計	87,711

損益計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日) 単位：千円

費用勘定		収益勘定	
科目	金額	科目	金額
事務費	36,682	掛金収入	41,889
代議員会費	6	雑収入	1
業務委託費等	550		
繰入金	30,000		
雑支出	385		
当年度剰余金	0	当年度不足金	25,733
合計	67,623	合計	67,623

当年度不足金については年金経理へ繰入れ(30百万円)を実施した影響によるものです。

Ⅳ. 財政検証

基金では財政の健全性をチェックするために、法で定められた年金資産の積立水準の検証を毎年度行っています。

積立水準の検証は、基金が将来的に存続することを前提として、将来の掛金収入を見込んだ上で、現時点で保有すべき資産（責任準備金）が積立てられているかどうかを検証する「継続基準」と、基金が決算時点で解散することを想定したときに、加入者や受給権者への保全すべき給付に対し、必要な資産（最低積立基準額）が確保されているかどうかを検証する「非継続基準」の2つの基準で判定しています。

■ 継続基準

純資産額を責任準備金で割った数値が基準値を満たさない場合、抵触となります。（ただし、1.00の基準値を下回っても不足額が許容繰越不足金[2,125百万円]の範囲内であれば掛金の見直しは不要）
当基金の場合、1.28と基準値を上回っており、継続基準を充足しています。

区分	当基金の積立水準	基準値
継続基準	$\frac{\text{純資産額 (37,232百万円)}}{\text{責任準備金 (28,968百万円)}} = 1.28$ ※1 (切捨)	1.00以上

※1：記載の数値は、当年度剰余金を責任準備金へ組入れ後の新財政基準による値。
なお、従来の基準による数値は1.39となっています。

■ 非継続基準

純資産額を最低積立基準額で割った数値が基準値を満たさない場合、掛金の見直しが必要となります。当基金の場合、1.28と基準値を上回っており、非継続基準を充足しています。

区分	当基金の積立水準	基準値
非継続基準	$\frac{\text{純資産額 (37,232百万円)}}{\text{最低積立基準額 (28,960百万円)}} = 1.28$ (切捨)	1.00以上

(注) 最低積立基準額 (28,960百万円) は年金数理人による算定額

V. 運用の基本方針について(概要)

当基金では次の方針に基づいて積立金を運用しています。

運用目的	加入者、受給待期者及び年金受給者に対して定められた年金給付及び一時金給付をおこなうため、許容されるリスクの範囲内で、十分な資産を確保することを運用目的としています。
運用目標	将来にわたって健全な年金財政を維持するに足るだけの収益率の確保を中長期的な投資目標としています。
資産構成	運用目標を達成するために必要な政策的資産構成割合を定めるものとしています。ただし、策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて見直すこととしています。
分散投資	年金資産の運用にあたっては、策定した政策的資産構成割合を基本とし、リターンとリスク等が異なる複数の運用資産に分散投資することとしています。
運用受託機関の選任及び評価	政策的資産構成割合に基づき、運用スタイル・運用手法の分散を勘案し、最も効率的に運用方針を実現できる運用受託機関を選任し、定量面及び定性面等総合的な評価を行い見直すこととしています。

<令和2年度以降の中長期の運用方針(政策的資産構成割合)及び令和2年度運用方針>

資産運用委員会を令和2年9月2日に開催し、令和2年度下期以降の中長期の運用方針及び年度運用方針について議論し、第65回代議員会(令和2年9月24日開催)において令和2年度下期以降の運用方針に基づく各資産の構成割合が可決・承認されましたのでお知らせいたします。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	オルタナティブ*1	一般勘定*2	その他	計	リターン	リスク
20%	10%	15%	11%	14%	18%	12%	100%	2.0%	4.4%
許容乖離幅 ±8%						許容乖離幅 ±10%			

*1 オルタナティブ：株式や債券など伝統的資産に対する代替的な投資資産のことで、ヘッジファンド・商品・不動産などの資産クラスを指す場合が多い。

*2 一般勘定：生命保険会社において個人保険資産と合同で運用され元本と一定の利回りが保障されている商品。

(ご参考) 令和2年度上期の中長期及び年度運用方針

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	オルタナティブ	一般勘定	その他	計	リターン	リスク
10%	13%	21%	18%	12%	17%	9%	100%	2.5%	4.9%

<令和3年度運用方針>

資産運用委員会を令和3年3月11日に開催し、令和3年度の運用方針について議論し、第68回代議員会(令和3年3月24日開催)において令和3年度の運用方針に基づく各資産の構成割合が可決・承認されましたのでお知らせいたします。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	オルタナティブ	一般勘定	その他	計	リターン	リスク
19%	10%	13%	11%	14%	17%	16%	100%	2.0%	3.3%

運用の基本方針についてご質問、ご意見がございましたら、以下のお問合せ先にご連絡ください。

[お問い合わせ先]

三菱UFJニコス企業年金基金 電話番号：03-3815-6240 (担当：吉村)